

宝曆十二年江戸冷泉派の点取和歌（下）

久保田 啓 一

五

作為の有無はともかく、為村の褒詞のおかげで和鼎はどうか面目を保った。一方、和鼎を十一ポイントも上回る合点率を残しながら優勝は六回と和鼎を下回った安卿は、やはり割を食った形といえる。安卿の六回の勝ちのうち、④・⑦・⑧・⑯の四回は同点者が一人もいない文句無しの最高点取得による。他にも①・②・⑥・⑩などは、褒詞の有無に伴う差もない全くの同点にもかかわらず、勝手が他者に回った例で、その場の状況によっては安卿に詠草が留ってよかったのである。さらに褒詞を計算に入れず純粹に合点数だけで評価するなら、⑤は和鼎を一首上回る五首、⑬は一位に並ぶ三首、⑭は和鼎に並ぶ五首、⑳も和鼎に並ぶ四首で、勝つ資格を数字の上では有していたことがわかる。こうして見ると、安卿の六回の勝利は決して少なくはないが、もっと勝ってもよかった、勝てるはずだっ

たという印象を強くする。彼の弱点は合点歌に比して褒詞が少なすぎることで、恐らくは順々に同点者の勝利を配分する話し合いの場で、勝ちを得にくかったことの二点に尽きる。同点者の中から最終的な勝者を決める際に、全体の均衡を考慮して適宜配分することがあるのは、例えば注2所掲『冷泉家点取写』所収の寛保二年三月の点取で、合点一首ずつの同点であった鈴鹿益親・富田光知・宇野昌輔の扱いについて記された添書「益親光知昌輔三人同点也。無勝負。然ども正月は光知巻受納、二月益親受納に付、此巻昌輔江送候者也」などでも明らかで、点取の出詠者相互に了解さえ出来ておれば、かなりの頻度で起り得る同点の扱いを円滑に行う方便としては有効であったと見てよい。とはいえ、話し合いによる決定という曖昧な方法では何かと私情が入りやすく、その場の雰囲気次第でどうともなるという恣意的な要素を必ず含み持っていたに違いなく、その中で安卿は実力の割には冷遇されたのではなからうか。和鼎との比較

で見れば見るだけ、安卿に対するやや不当な扱いが気になるのである。

ところで、この「御点取」二十八回に「三首難陳」を収めた『片玉集』前集卷三十四の末尾に、政武が貞臣・和鼎・安卿・保好・宮部義正・同内室(万女)・正恭に宛てた廻章と、それに添えられた政武宛て村書簡とがある。先述の石野氏稿に言及があり、廻章に対する反応も含めて興味深い指摘がなされている。それをまず引用する。

この年(宝暦十二年)引用者注) 政武は宗匠家から出題の免許を得たとて、廻章をもつて横瀬貞臣(以下略)引用者注)に知らせ、来年正月分より自分の所でまともて京進することになつたと為村卿の書翰の写しも添えてあつた。これに対して、貞臣・和鼎・義正夫妻・正恭はかしこまつて賛意を表したが、安卿だけはその廻章に何らの意思表示もしていなかった。その理由は、政武の廻章にも宗匠家の書翰にも安卿にとつてごく近親の天野政喜の名が見られなかったためと簡単に言えぬものが、他にもあつたのではなからうか。

(三二四―三二五頁)

石野氏は安卿が政武の呼びかけに応じなかつた理由を明言してはおられない。天野政喜の名がないことは別の事情を考へておられたかのであるが、氏の記述は為村の真意を政武が誤解し、出題免許の宣言に出たものとの推定に向い、理由の考究は成されないま

まとなつた。以下、本文を掲げつつ検討することで、筆者なりの推定をしてみたい。また石野氏には年時推定に誤りがあるようであるし、筆者も注4拙稿にて氏と同じ轍を踏んでいるので、その訂正も含めて論じる。

政武の廻章は十二月廿四日付。前日二十三日に到来した為村の書簡(十二月十日付)を受けての発信ゆえ、為村書簡を先に掲げるのが順序であろう。長い引用となるが、石野氏の引用は、終盤の一つ書以後に限られていることもあり、豊富な内容を有するので全文の掲載を御了承いただきたい。

宗匠家ふみのうつし十二月廿三日到来

出題免許をもうけられ候へば、道の冥加ふかく辱がらるゝにつき、来正月より月次の題をのぞまれ、関東門葉之中不絶懇友之輩にすゝめられ、当家に納られんとの内存、至極尤候。すべてのはげみ稽古重疊之事候。催され可然候。こなたにてもさやうの催あらまはしく存候処にて、一段悦存候。人数の事は順にもあまなくよろしかるべく候へども、老輩は不闕の事しゐて申がたく候間、先そのまゝ可然候。所勞之人なども快節心まかせと申たく候へども、なべてにうつり候へては懈怠になり候間、所勞之人なども先さしをかるべし。堅固によむ人先十人ばかりの催しにて来年中を心みらるべし。

政武 貞臣 和鼎 安卿 保好

政共 秀昉 義正 正恭

右九人すゝめられ可然歟。最初より多きはあしく候。此衆不闕に詠出しかるべし。さて女房にもありて可然候。

政武女 義正妻

右兩人申あはされ詠出可然存候。

更に申には及ばず候へども、此月次ははげみ稽古のために候間、むつかしき趣向、たくみ過たる事、めづらしき事、早吟鹿抹之事、これらの事なきやうにたがひに申あはさるべし。自然に出たる事はくるしからず。求たるところがひてこなたに見ゆる事に候。これをとひぢをはりてよみ出すがあしく候。余分も一首、若すてがたきは二首、多は見ぐるしく候。

題之事、先年家の月次に撰出の題をもうつさるべし。稽古のためによりしく組たる題也。

正月廿八日 初春祝

二月六日 子日鶯 子日友

三月三日 賞桃 夕桃 仙家

四月四日 春天象 夏地儀 秋動物 冬雜物

五月五日 菖蒲薫風 水辺菖蒲 袖上菖蒲

寄菖蒲恋 寄菖蒲祝

六月六日 花 郭公 月 雪 恋 旅

七月七日 七夕月 七夕夜 七夕橋 七夕草 七夕鳥

八月八日 七夕燈 七夕祝

萩 女郎花 薄 槿 秋山家 秋田家 秋水郷

秋閑居

九月九日 愛菊 見菊 折菊 菊映月

水辺菊 籬下菊 菊薫風 寄菊恋 寄菊祝

十月十日 旅朝 恋朝 旅昼 恋昼 旅夕

恋夕 旅夜 恋夜 旅曉 恋曉

〇冬至

十一月廿九日 寒月 寒夜 寒野 寒声 寒草

寒松 寒樹 寒梅 寒雁 寒鷺

十二月十二日 初春 仲春 後春 初夏 仲夏 後夏

初秋 仲秋 後秋 初冬 仲冬 後冬

後十二月十五日 歳暮立春 歳暮祝

右前月〳に詠草到来にてよろし。さて所望はうつしを来々西年にてもこなたに御こし候様にいたし度候。このうつしを家にながく納度候。遠便候へば、美濃紙打かみ半切の本などしかるべき歟。美濃紙のまゝもよろしく候へども、とりあつかひ大ぶりにて便あしかるべき歟。こなたには風紙よろしく候。写の執筆は月々のまはりを定をかれ出来候がよろしかるべき歟。とかくよきにそなたへたのみ候。

一序に申候。道筑時節より点取といふ事ありて、近年は殊に多なり候。愚意にはあまり不好候。子細覚悟なくての点取ゆへ、人こそさのみ目にもたつまじ、愚がみてはみぐるしき物也。それゆへ奥に点跡名字をまかす候。たま／＼これとは思ふあれば名字を書候。何とぞ御勘弁のうへ点取らしき点取をせらるゝ歟、又は点取は先猶予にてよろしからんと存候。点とりの覚悟相違之人々多様に存候。点取する人々に右の心えを書付てこされ候申度候。よろしきはよろしとこたふべし。あしくはあしきと申べし。あまり点取多候ゆへ申あらはし候。御勘弁候へてのうへよきやうに／＼と存候。先の年も御心え申入て候ほどに、べつにくわしくも不申候。多分心えたがふ歟とみゆる事すくなからず候ゆへに、かく申もらし候也。

十二月十日夜初更

丹波守殿

民部卿

まずこの書簡の発信年の推定が先決であろう。先述の通り、石野氏は宝暦十二年とし、筆者もそれに従い、池上幸豊の『京進書札留』と合わせて考察した。石野氏が十二年とされたのも無理はない。なぜなら十二年の「御点取」と「三首難陳」が並んだ巻三十四の最後に廻章と為村書簡が置かれ、巻三十五に移ると「宝暦十三年中御点取并当座和歌之写」が収まるわけで、しかも廻章・為村書簡の日付

がともに十二月となれば、十二年中の記録の末尾に両書簡を付したと見るのが当り前だからである。

しかしこの推定は間違いと言わざるを得ない。まず目につくのが、各月の題を列挙したあとに「うつしを来々西年にてもこなたに御こし候様に」という箇所「来々西年」である。これは翌々年が西年、即ち明和二年乙酉に当ることを意味するから、書簡執筆時は二年前の宝暦十三年と見なければならぬ。次に、正月から順々に月次点取の歌題を月の数字に合わせて指定してゆくなかで、十一月は「冬至」の題を補入して十一題とし、実施日を「廿九日」としていることと、十二月の後に後十二月（閏月）の二題を定めていること、二つが決定的な根拠となる。前者は冬至が十一月二十九日に当ること、後者は閏十二月の存在をそれぞれ明示しているのであって、この二条件に叶うのは宝暦十四年（六月二日に改元されて明和元年）以外にない。為村は宝暦十三年の十二月十日付で、翌年一年間の月次点取和歌の出題予定を示したことになる。そして一年間の成果をまとめて翌々年に冊子体にして冷泉家に納めるよう指示したのである。この事を確認した上で書簡の検討に入りたい。

冒頭から「…当家に納られん」までは、政武が為村への書状で懇望した内容を間接話法で記したもので、政武は出題免許を受けたとして辱がり、翌十四年からの月次点取の指導を請うている。この「出題免許」を、為村としては詠草に題を書き付けることに限るつもり

だったのに、政武が誤解して、出題そのものを自ら行うつもりになっているらしいこと、石野氏稿に推定がある。だが、政武は本当に自ら出題することを許されたと思っていたのかどうか疑問である。そのあたりの事情をもう少し穿鑿してみる必要があるだろう。本書簡が十三年末の発信である以上、「宝曆十三年中御点取并当座和歌之享」をまずは通覧してみる。すると政武の「出題免許」に関しては、七月一日の「五十首当座」と十一月九日の「七首当座」が重要な示唆を与えてくれることが判る。

「五十首当座」の原短冊をまとめていた包紙には「七月朔日 政武始而出題 各当座詠草」と記してあったという。五十題は「初春」「雪中鶯」に始まり「寄松祝」に終わるもので、「七夕」を加え「残菊句」を削った以外は道助法親王家五十首和歌の組題に一致する。しかも「初春」は別格として為村自ら歌を書いた短冊を送付し、「河霧」は冷泉家雑掌の安藤喜内継典が詠すべきところ、「不快」のため為村が代作して短冊に記し送った。以上のような経緯で成立した五十首である。どの組題を適用するかは宗匠の為村以外に決定のしようがなからうというのが率直な印象であり、もしこの組題の採用を政武が決めたとして、為村や雑掌の継典に一首ずつ出詠を求めるようなことを、いくら政武でもやれるはずがないであろう。自ら一首詠み、継典に一首詠ませて江戸冷泉門一統の五十首和歌に花を添えようとしたのが為村の真意で、これは為村自ら五十題を指定

してこそあり得るのではないか。包紙にいう「出題」は、当座のこととて五十題を短冊に書いてその場で配布するくらいの意味ととるべきなのであろう。

だが、十一月九日に政武宅で催された冷泉家祖長家の七百回忌追善「七首当座」は事情が違う。ちなみに石野氏も筆者も、為村書簡を添えた廻章によって主導権を確立したと思込んだ政武の得意気な顔に冷水を浴びせかけた出来事としてこの催しを位置づけていたが、為村書簡と廻章の成立を一年繰り下げることで、廻章発信の前提として見なければならなくなった。「七首当座」の前書に政武は「十一月九日には七百年の御遠忌をあふぎ、私の家にも同門懇志之人々をまねぎ、政武出題にて、当座を催候」（傍点引用者）といい、「政武ごときが、出題の免許を蒙り、東の鄙までへだてなき友どちらにぎ／＼しくまであひしてかこき御跡をしたひたてまつるはげにめで度御事」（同上）と続けている。そして合点を請うたのち、「又これをも短冊か一帖に清がきして御家におさめ奉らむや。それをもうかよひたくてかくのごとし」と締め括った。ここにいう「出題」は、自ら「冬晚月」以下の七題を定めて追善和歌を同門に詠ませたところをみると、題を書き付けることではなかった。ここに政武の混乱がある。先の「五十首当座」では宗匠家に代わって自ら題を定めるなどということは思いもしなかったに違いないが、「七首当座」では調子に乗って文字通り出題してしまった。後述するが、廻章では出

題免許を蒙ったといひながら、月次点取の出題を為村に「庶幾」している。政武は自分に題を決める資格があると思ひ込んでいたわけではないようである。このあたりの政武の心理を忖度するのは難しいが、宗匠家から指定された題を自ら書して配ることを許された喜びのあまり、有頂天になって勇み足を犯してしまったところか。先に注4拙稿で政武のかなりいいかげんな実務能力を確認したが、彼独特の軽薄さが生んだ徒花のようなものだったのかもしれない。

為村は「七首当座」の政武の前書と、政武出題に従って寄せられた和歌を一覧して、政武の誤解を悟ったであろう。しかし為村はそれを明言して政武を咎めることはしない。「御跡をしたひたてまつる」云々の右傍に「心ざしの浅からぬゆへに候」と添書してまずは持ち上げ、「短冊か一帖に清がきして」云々には「一帖に清がきしかるべし」と具体的な指示を出し、しかし最後に政武が問うた冷泉家に奉納するかどうかに対しては、「心ざしにまかせ候」と突き放した。政武が後書に「この一帖の歌、兼ては冷泉家へもまいらせんと存候ひしが、御こたへの書そへも余り悦しからず。又包がみに何かの事ありしうちに、此一座の歌、いづれも詠吟の心もちいかゞありしぞ、例よりはむつかしく候など、候へば、かねての志しを止候はんと存候也」と記した落胆の文言は、為村の突き放しと酷評に相当の打撃を受けたことの表われである。

為村は、素人の出題ゆえ「例よりもむつかしく」なったと言外に政武を非難していると思われ、政武もさすがに自らの出題の失敗を悟らずにはいられなかったからこそ、冷泉家への奉納をとりやめたのであろう。ただし為村も政武に出題の資格なしと声明することがなかつたため、「出題」の意味が明確化されないまま一人歩きを始めた。為村書簡で政武の言をなぞるように再現された「内存」にいう「出題免許」を、果して政武は文字通りの義に捉えていたのかどうか。自分に出題の資格があると考えていたのなら、月次点取の題も自ら定めてよさそうなものだが、政武は為村に懇請した。政武の誤解がそれほどまでに強固だったとは考えにくい。現に為村は十三ヶ月分の題を指定して来ているのである。政武は当座歌会などで題を配布することを「出題」と呼んで自得し、為村もそれを知りつつ明確に否定しようとはしなかった。江戸冷泉門の各々は政武のひとりよがりな広言を内心苦々しく聞いた、といったところが真相に近いのではあるまいか。為村も考えようによっては意地が悪い。

次に月次点取の対象が決められる。為村が懸念するのは、老齢や病氣等で欠詠がちな人が影響して全体の雰囲気低下させることである。そこで第一次の人選が行われ、政武他八人の名が上がり、政武女と義正の妻も加えられた。「堅固によむ人」は、歌の出来も勿論無関係ではないだろうが、むしろ積極的・継続的に出詠する人の意に重点があつたのだろう。十一人のうち、政共（政武男）・義正・

政武女・義正妻を除く七人は宝曆十二年の「御点取」以来の出詠者だが、「御点取」の十人中はずされたのが政喜・利陳・政恒の三人で、彼らは出詠総数においてそれぞれ九位・八位・十位と全く振わず、「堅固によむ人」の資格なしと為村に判定されてしまった模様である。最下位から三人をはずすという処置は実績から見ても首肯でき、為村なりの厳しい目ではじかれた三人にも納得できるところであつたらう。石野氏は安卿の廻章に対する不同意の理由の一つとして政喜の名がもれている点を考えておられるが、政喜は宝曆十三年にはほとんど活動しておらず、十二年の実績をも勘案すれば、十一人中に選ばれなくても仕方がないという他はない。安卿も、いくら近親者といつても、政喜のこの成績では選出されるべくもないと判つていたと推測する。恐らく政喜の件を考慮する必要はない。

続いて点取の詠み方について為村の指導がなされる。一つ書の後部分と合わせ、実践的な指導理念の表出として注目に値する。石野氏により一つ書以降の主要部分は掲出されているので詳細に涉ることを差し控えるが、月次点取にふさわしくない歌風を「むつかしき趣向、たくみ過たる事、めづらしき事、早吟籠抹之事」と規定し、「自然に出たる事」と「求たる」との違いと、「これをとひちをはりてよみ出す」ことの否定をとみに確言するなど、為村の姿勢はかなり明瞭に伝わる。また先に引いた「冷泉為村説」とも趣旨は全く重なり合う。為村の点取の評価軸を考究するに際し、基本的な態度

として常に参看されるべき内容を有しているといえる。

さて、為村の書簡を受け取つた政武は、得意満面に廻章を発した。

廻章

私当年蒙出題之免許候。道之冥加候。同門御懇志方々様をも奉勤、從來正月々次之詠出冷泉家へも納度願望、依之宗匠家御出題之事庶幾候処、昨廿三日如此之返書到来仕候条、早々入貴覽候。弥来正月より被御心合御詠出可被成下候。尤前月々々に詠草京進任様にとの事に候間、正月分二月分ともに正月半頃までに私かたへ御詠草可被下候。但紙は美濃横詠草如例、包紙は入不申候。其まゝ一所に致京進候事に御座候。御銘々様へ以参可申上候へども、右答書に認出候度取急候ゆへ、乍略義如是御座候。乍御世話廻章御順達、御留りより御幸使御返し可被下候。猶追而貴顔之節可申上候。已上。

十二月廿四日

磯野丹波守

横式部様

成忠八郎様

長主馬様

近元次郎様

宮孫八様

御内室様へも

津村正恭殿

追而正月分二月分一紙に被書候而も可然哉と存候事。

横式部（貞臣）・成忠八郎（和鼎）・近元次郎（保好）・宮孫八（宮部義正）・津村正恭の五人は返答を宛名の下に書き添えているので、以下にそれを列挙する。

（貞臣）愚身に余り畏悦不少候。来春中旬迄に詠進可致候。御書共写早々保好ぬしへ進達仕候。

（和鼎）奉仰候。秀防事無寛束奉存候。春にも成得と談候上之義一定可啓候。

（保好）奉得貴意候。廿七日従貞臣君到来、廿八日夕和鼎君へ達候。

（義正）かしこまり候。愛度詠進可仕候。

（正恭）みちの冥加に相叶、難有奉存候。畏奉り候。

宝曆十四年正月分から月次の詠出を開始し、清書を冷泉家に納めるべく、点取和歌の題を求めた成果を為村の書簡という形で提示し、自分のところで二ヶ月分をまとめて京進する旨を公言した内容である。義正の妻万女も含めて七人宛にしたのは、為村が挙げた十一人から自分と子息の政共、妻女の三人と、この年の十二月十日に自宅が焼亡した（「三首難陳」）熊沢秀防の都合四人を除いたことによる（この事実も本廻章の発信が宝曆十三年末であることの根拠となる）。

秀防を除外した件については、廻章に続いて和鼎宛の書状があって、その判断の根拠を述べている。廻章の和鼎の宛名の下に和鼎が「秀防事無寛束奉存候」と返答を認めているのを見ると、政武はこの和鼎宛の部分も廻章に加えたか、別書として添えたかして回覧に供しただらしい。政武は、

兎角之事に来年懈怠も出来候ては却而不可然候はん歟。一応御熟談之上可宜とわざと廻章に相除申候。忠八郎殿にも御勘弁可被下候。若とにかく連中に入、詠進せらるべき事に候はぶ、宗匠家返書熟覧有之様にいたし度存候事。

と、つい十四日前に焼け出された秀防が月次の稽古に怠りなく参加できる状態にあるのかどうかを危ぶみ、廻章の宛名からはずした経緯を和鼎に説明し、参加するか否かを秀防と相談してほしいと下駄を預けた。これに対し和鼎は、余白に次のような返答を記した。

秀防事、やくしほのからきめみ候へしより、まことにあまの子なればと申べきさまに候へば、無寛束候。しかし一とをりは申通し候べし。としいそぎの事しげく侍れば、春になりとくと申談候はん。

新古今集や和漢朗詠集その他に載る「白浪のよするなぎさによをつくす（すぐす）海人の子なれば宿もさだめず」をふまえて秀防の境遇を案じつつ、参加不参加の問い合わせを約束している。この返答の内容が先掲の宛名の下に添書と直結しているのはいう迄もない。

さて、為村書簡と廻章、そして和鼎宛の文言はどのような順で宛名の面々の間を回ったのか。各人の添書から、貞臣↓保好↓和鼎と伝えられたのは確かである。そして先に見た彼らの身分・地位から考えて、貞臣の元へまっさきに届けられたであろうことも容易に想像がつく。またこれと同じ理由で、正恭が「御留り」であった可能性が高い。正恭の宛名には合点がないが、添書による返答はしているのだから確実に見ている。順々に回って最後に届けられたからこそ、わざわざ合点を記す途もないと考えたか、あるいは単純に正恭自身が『片玉集』に写し取る時落したか、いずれにせよ正恭が他の武士達を差し置いて先に見るとは考えにくい。とすると、和鼎は義正か安卿かのいずれかに届けたと見てよいであろう。親近の度合からいえば安卿にまず渡すかと思うが、士分としての格なら幕臣ではないとはいえ義正の方が上であろう。いずれが先かは結局判らないが、先程述べた和鼎宛の文言が、廻章と一体か別簡かはともかく、少なくとも和鼎のところまでは回覧されて来たのは事実であり、為村書簡中で指名された秀昉をどう扱うかという重要案件を同門中に周知させることは必要だろうから、和鼎の後も同文言は伝えられて最後の正恭にまで達したと考えてよからう。そして安卿も必ず目を通したに違いない。

以下は推測である。政武は秀昉の扱いを和鼎と議し、その内容を詳らかにする形で同門に知らしめた。なぜ政武は殊更和鼎とのやり

とりという手段で事を処理しようとしたのか。秀昉が坊主衆であったという事実から、御同朋格奥務を勤めた和鼎の父信遍あたりの縁で冷泉家に入門したと見ることができ、父の立場を引き継いだ和鼎に相談するのが最も早道と政武も判断したのであろう。しかし政武がもっと思慮に富んだ人物であったら、和鼎との意見交換そのままを廻章の宛名の面々すべての目に触れさせるようなことはしなかったのではないか。別に和鼎の内意を問い合わせるかして、それを参考に全員の意見を求めるといった方式をとるべきではなかったか。秀昉の問題に関する限り、政武と和鼎の二人だけで事を進めたという感を拭えない。そして宝暦十二年以来の「御点取」で欠詠はごくわずかしかない和鼎と安卿それに正恭が、言わば運営の要として政武や貞臣といった高官を支え続けて来た経過を思うと、政武が和鼎一人を相談相手に万事を取り仕切ろうとするのに対し、町人で点取の成績も芳しくない正恭はいざ知らず、身分的にはほぼ和鼎と同等で、実力では和鼎に勝るとも決して劣るとは思っていないはずの安卿が反発を覚えたとしても無理はないのではないか。勿論、安卿と和鼎の間には対立の要素はない。むしろ意識的か無意識かはわからぬものの、和鼎を近づけ安卿を遠ざけるがごとき政武の態度の方に要因があった。政武と安卿との二人の間に何があったかは知るよしもないが、政武のやり方には安卿に対する疎外の意思を汲み取れそらうだ。そして、宝暦十二年の「御点取」に戻れば、同点の場合に安

卿がやや不当に扱われたことと何らかの関係を認めることはできないか。江戸冷泉門の中心として存在を顕示する意図をもつ政武が、父信遍の衣鉢を継ぎながら自己主張することの少ない和鼎を持ち上げつつ利用し、反対に才知に長けた安卿を疎外された状況に置くという図式を、「御点取」と廻章関連文書とのあわいに措定するのは無理であろうか。

六

以上はあくまで推測であり、これを前提に論を進めるわけにはいかない。ただ、二十八回の「御点取」と政武廻章との間に置かれた「三首難陳」(二節の表で最下段の㉔)は、宝暦十二年時点の為村指導下にある政武・和鼎・安卿達の関係を微妙に表す資料として積極的に読み込む必要を感じているので、最後に検討の対象として取り上げ、これまで述べた推測の可能性を探るよすがとしたい。

「三首難陳」は七月十一日に政武宅で催された。この日は㉑と㉒の五首御点取の実施日でもあり、いずれも政武宅で行われたのであろう。一日に三つの催しを重ねるとは政武の意気込みも相当なものだが、まず参加者を見ると、㉔で政喜が加わる他は、三つともに政武・安卿・和鼎・秀昉・正恭と同じ顔ぶれである。㉔のみに参加した政喜は、この巻の清書を担当しているから、歌会そのものには参加せずに短冊か詠草を恐らくは安卿に託し、後でまとめる役を担っ

たのであろう。もし政武宅に向向いていたとすると、㉔の方のみ出詠し中座してそのまま帰宅したというような状況を考えない限り説明はつかない。まさか㉔のち㉑と「三首難陳」を実施するに当たって政喜を外すようなことはしないであろう。宝暦十二年七月十一日の政武宅には四人の客が同座したと考えてまずは間違いあるまい。

さて、「三首難陳」は、五人が三題各一首ずつ詠じて作者と同座の人々が難陳を繰り広げ、その内容をそのまま記して為村に上呈し、為村も各和歌に添削・批語を加え、さらに難陳にも合点や添書で同意・不同意を書き付けるなどして返却した原詠草を正恭が忠実に再現した、まことに興味深い資料である(原詠草は十二月十日に秀昉宅で焼亡しているから、正恭はそれ以前に写し取っていたことになる)。全文の提示と総合的な分析は別の機会に譲るとして、まずは全貌を把握すべく、1-15の各歌ごとに作者・添削批語の有無・難陳の主、及び為村が同意したか否かを表形式で示す。例えば一番目でいくと、政武の作には添削と批語があり、安卿が難を加え、それに為村が同意しなかったという意味となる。〇も×もない場合は何の意思表示も行っていないことになるので、各人の発言回数と為村の同意不同意の割合は明瞭に知られる。なお配列は「三首難陳」そのままに従い、何ら手を加えていない。

「行路秋」

1	政武(添)(批)	6	和鼎(添)
	安卿 ×		安卿
2	和鼎(批)		正恭 ○
	安卿 ○	7	和鼎 ○
	政武 ○		安卿 ○
3	安卿(添)		和鼎 ○
	和鼎 ○		正恭 ×
	正恭 ×		安卿 ×
4	秀助(添)	8	政武(添)
	政武 ○		和鼎 ○
5	正恭(批)	9	秀助
	秀助 ○		安卿 ×
	政武 ○	10	正恭
			和鼎 ○
			政武 ○
		11	安卿
			和鼎 ○
			政武 ○
		12	秀助(批)
			安卿 ○
			和鼎 ○
		13	正恭
			和鼎 ○
		14	和鼎(添)
			政武(添)(批)
			和鼎 ○
			秀助 ○

「塩屋煙」

さて、まず形態上の特徴を一つ指摘しておく。五人の作に対し、自らの陳弁も含めて何回の発言がなされたかを見ると、政武作に対し四回、以下同様に和鼎五回、秀助四回、正恭五回と、ほぼ似た数字が並ぶが、ただ一人安卿の作に対しては都合九回もの難陳があったことがわかる。安卿の作が多くの論議的となったのは確かであるろう。ところがその中身を見ると、安卿に対してはやや難癖をつけたがる傾向が他の四人に対するよりも強く、安卿もその雰囲気に対

するかのよう^にに感情的に反発するところがあったのではないかと、印象を受ける。安卿の三首に対して行われた難陳と為村評価の実際を左に掲げてみよう(為村による添削・添書・評は小字で記した)。

3にしきよてかへるとや見む行ずりに野辺のまはぎをわくる袂は

安卿

和鼎申云 此難七候。

一首のしたて、さはやかならぬ歎。

正恭申

一首のてには、さのみ耳にたつとは思はず候。耳たちて心よからずや。

7つれなさのかぎりをいつとみづかきの久しくなりぬはこぶあゆ

みも

安卿

和鼎申云 尤候。

一首くだくしき歎。

秀助申

尤候。結句あしく候。

下の句、くだけたるにや。

正恭申

是はきよとりがたし。

はこぶあゆみをいのるとも、などあるべき歎。

安卿陳曰

いのる心はあれども結句にとゝのはず候。

はこぶあゆみに祈る心あるべきにもあらずや。

此三四の詞、たやすき様にてとゝのひがたき詞也。

11松かぜやなぎさのこやにやく塩のけぶりは空に立のほりぬる

和鼎申云 尤候。一首よからず候。

松かぜやの、やの字、煙のはのはの字、穩にも侍らずや。

二四の句のの字も尤心よからず聞え侍る歟。

政武申 尤候。

この歌、一首の駄おもしろからずして、松かぜの初五文字、詮なくや。尤の字のをり合も不自由に聞え侍るにや。

正恭申 尤候。

下の句に、塩屋の心なしと難じたり。

面白いのは、三回ともに和鼎が口火を切っていることで、誰も難じられなかった14を除く2と6の二回とも和鼎作に最初に難の声を上げたのが安卿だった点を考え合わせると、二人には競争意識のようなものが働いていたのかもしれない。

さて、3で和鼎は「一首のしたて、さはやかならぬ歟」といい、7では「一首くたくしき歟」と難じた。前者は理詰めで美的要素に乏しい点を指摘し、後者は「みづかきの」に掛詞の機能を持たせて最後を説明的に結んだ仕立てを評したと考えられるが、いずれにせよその難は具体的ではない。ただこの発言で批評の方針が定まったこととくに各

人の具体的な指摘が専かれるという働きは認められる。3では正恭が、

7では秀昉・正恭が続く。正恭の意見が二度とも焦点がずれていて、後に為村からばつざりと否定されているのが何ともおかしく、正恭の和歌表現に対する感受性の限界を思わせもする。最も有効な難を出したのは秀昉で、7の「下の句、くだけたるにや」は「はこぶあゆみ」の結句におけるまとまりの無さと「祈久恋」の主題の希薄さを評したものといえ、為村の全面的な同意を得ている。さすがに安卿は三人もの難の合唱に色をなしたか、あるいは「はこぶあゆみ」に込めた作意の無理解に怒ってか、殊更に「はこぶあゆみに祈る心あるべきにもあらずや」と陳弁を繰り出したが、その意欲は為村にあつさり覆されてしまった。作者が陳ずるのは他に一例あるのみで、それは「祈久恋」の一首め、即ち6の和鼎の場合である。しかも「ながれ」といひる契りを引かへてうきに年ふるもりのしめ繩（原作。添削は省略した）を「ながれと祈るは逢みて後のこと成べし。うきとしふるといふに對してはいかゞや」と難じた安卿に対して、和鼎が「逢みて後ながれといひる契りを引かへ、さにはあらでうきに年ふるといふ意也」と解釈の誤りを指摘したのがそれに当り、いずれも和鼎・安卿がらみの出来事、それも二首続けて発生している点は興味深い。どうも安卿の作と発言には人の共感を得にくいところがあったような気がしてならない。無論、11のように、和鼎が大まかにではなく具体的に助詞の用法を難じ、政武が初句の分離と働

きの乏しさを述べ、正恭が題の本意との関連を突くといった冷静で実りの多い場合も見られるから一概にはいえない。しかし、今度は他者の作に対する安卿の難と、難に対する為村の評価の方へ目を転じて、他ならぬ為村にさえも安卿が疎んじられる傾向が見えるのを確認するとき、安卿の微妙な立場を思わずにはいられないのである。端的には、各人の発言に為村が同意したか、しなかったかにあらわれる。各人の発言数と、そのうち為村の同意のあつた回数とを示せば次の通りである。

同意数—発言数

和鼎	9	9
安卿	1	6
政武	5	5
正恭	2	4
秀昉	2	3

何といつても顕著なのが、和鼎・政武の発言には為村はすべて同意しているのに、安卿の六回の意見に対しては、同意したのがたった一回、そして明瞭に反対したのが三回、あとの二回は何も反応していない(少なくとも同意ではない)というように、積極的に安卿の意見を認めようという姿勢が為村には見られないことである。これまで触れなかった安卿の言を以下にすべて掲げ、参考として各和歌の原作と、安卿の言に対する為村の評を添えてみる。

1 みちせばみ分行袖にむらさきの色こくうつる野辺の秋萩

政武

安卿申云

道せばみ、いかゞ侍らん歎。せばからずとも色はうつりぬべしや。(為村評—引用者注。以下同「此難あまりくわしく候」)

2 行かよふ野路は露さへむら萩のはなのしげみをしめて分みむ

和鼎

安卿申云

二三の句のつゞきいかゞや。

9 なをざりの契りもかけぬみしめ繩心ながくはなぞいのらむ

秀昉

安卿申云

等閑のちぎりもかけぬをかけよと祈るべきを、何とよがめたる、詮なくはべらん歎。しるしも見えぬなどあらば何とも申べき歎。(「此歌はきこえたる様に覚え候。耳のあやまり歎。猶可有衆議候」)

12 群かけて磯辺の宿にたつけぶりしはやく海人や須磨の浦浪

秀昉

安卿申云

此初五文字、いかゞ侍らんや。必暮ともかぎるまじき歎。

(七候)

6・7を除く四例は以上である。このうち、無反応の2では安卿の次に政武が「二三のつゞきのみならず、一首穩ならずや」と難じ、為村は「一首」云々の上に合点を施して「難尤候」と書き入れているから、「二三の句のつゞき」のみに着目した安卿の意見では十分の思いが為村にあったことがわかる。また先に掲げた6の安卿・和鼎の対立では、和鼎自身による自作の解に「かくも候はん歎」と賛意を表明しているから、事実上2も6も不同意に等しい。では他の例も検討してみる。1では、「道せばみ」を指摘した点については為村も初句を「露かけて」と添削したように異論はなかった。しかし続く「せばからずとも」云々の部分は、狭いか広いかの問題ではなく、焦点のずれた理屈っぽい批評であるとして為村の神経に触つたと見える。9は安卿の諷諭の可能性を示唆し、一同に再考を求めた。公平に見て安卿の難は的はずれのものである。12は「塩屋煙」の題に即せば暮に限る必要はないのもっともな意見であり、為村も否定のしよがなかった。

七

こうして見てくると、安卿には安卿なりの言葉に対する感覚があり、それを堅持するに足る自負もあったようだが、その気負いと理屈っぽさは為村の受け入れるところが少なかった。その安卿が合点

率では上位の成績をあげることができたのは、匿名のまま読み通すと、それなりに工夫もする安卿相応の評価が自ずとあらわれたということであろうか。しかし一旦安卿が顔をあらわし、少々のはずれな理屈を述べるともういけなかった。それでも安卿はそのような個性を押し立てて、江戸冷泉門の主要な歌人の一人として活動を続けてゆく。しかし政武あたりは自らが中心となるべく存在を主張するに当り、安卿よりも和鼎の我が弱さを大切にされた。またその判断の根本には、歌才においてはさしたるところがなくても、無難に一首をつむぎ出す点には優れ、技巧をこらすような外連のない和鼎の直を嘉する為村の好みが大きく影響していたに違いない。

指導の實際に即して歌壇の研究を突き詰めてゆくと、門人相互の、そして宗匠と門人との好き嫌いの問題にまで行き着くのではないかとの漠然たる感慨が生じる。また、文学表現が人間の営みである以上、その折々の感情の起伏が文学の完成度を大きく左右するのも必然のなりゆきかもしれない。事実、宝暦十二年七月十一日の安卿の点取成績は、①が五首中二首、②が五首中三首と振わなかった。特に①では他の出詠者に比べ大きく低迷する。そして三日後の十四日(③)、安卿は三首中一首の最低の成績、しかも単独最下位という惨敗に終わる。十一日の政武宅で受けたであろう疎外感の後遺症は、この日に至ってなお癒されていなかったのである。